

## ↳ 更正の請求

**Q** : 私は、個人で食料品販売業を営んでいます。昨年分の確定申告書を今年の3月15日に提出したのですが、減価償却の計上を忘れており、所得税を多く支払っていることに気がきました。こういう場合、どうすればいいのですか？

**A** : 税務署長に対し、更正の請求をして下さい。

### 【解説】

税務では、提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったことにより、次のいずれかに該当する場合は、確定申告書の提出期限から1年以内に限り、税務署長に対し、課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができるとされています。

- ① 納付すべき税額が過大であるとき
- ② 純損失等の金額が過小であるとき又は純損失等の金額の記載がなかったとき
- ③ 還付金が過小であるとき又は還付金の記載がなかったとき

これを更正の請求といいますが、更正の請求をする場合には次の事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければなりません。

- ① 更正前の課税標準等又は税額等
- ② 更正後の課税標準等又は税額等
- ③ 更正の請求をする理由
- ④ その他参考となるべき事項

この更正の請求をすると、納めすぎた税金は還付されます。

